

下水道の貯留施設及び流域対策による治水安全度の向上、ピロテーター建築等の建物の耐水化の指導と自然地の保全、公園・緑地の整備により自然の有する保水機能の保全を対策が行われている。

⑤その他

洪水につよい街づくりのため、予警報避難システムの検討、水防管理体制の強化、ポンプの運転調整管理システムの確立を推進している。また、流域の住民の方々に日頃から水害の危険性について知っていただくために、現在の鶴見川流域における浸水の危険性を公表するため浸水予想区域図を市役所や区役所等に掲示している。

さらに、住民の協力を必要とする総合治水対策の推進のため、五月の水防月間の十五日を「総合治水の日」と定め、イベント等を通して総合治水対策の必要性及び協力を流域住民にアピールしている。

5—これからの川づくりの方向性

水質の改善、生態系の保全、水と緑の景観の確保、河川空間のアメニティの創出といった形で、近年、河川行政に対する国民のニーズは増大し、多様化して来ている。

生活の安全性と利便性が向上し、社会が成熟化の方向に進む中で、河川空間が生活環境の舞台として、再び脚光を浴びる時代となったといえよう。

平成九年第百四十国会において「河川法の一部を改正する法律案」が提出され、可決した。この法改正は、河川を単に治水、利水の

役割を担う資源としてだけではなく、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として捉らえ、また、地域の風土や文化を形成する重要な要素として明確に位置付けることを趣旨とするものであった。そのため、従来の治水・利水に加えて、「河川環境の整備と保全」を河川法の目的として位置付け、河川整備計画に対して「地方公共団体の長や地域住民の意見を反映する」制度を導入することとした。

このような河川法の改正を受け、総合治水における整備方法のありかたも新たな局面を迎えた。鶴見川流域においても、これまでの実績を継承発展させる形で、地域と一体となった「へい川づくり」の展開が求められることとなった。以下に三つのテーマを挙げ、それぞれの対応の方向性について述べ、本論のまとめとしたい。

①—地域と一体となった防災対策

これまで、流域が一体となった総合治水対策を進めてきたが、洪水の規模によつては現在の対策では浸水の被害を回避できないことも考えられる。万が一洪水による浸水が発生した際にその被害を最小限に食い止める対策も重要である。そのためには、先に述べた浸水予想区域図の公表のように、地域住民への情報公開を進めると共に、地域住民自身による防災活動を日常的に支援することが大切である。さらに、洪水のみならず、直下型地震などの大規模都市災害の発生を想定すると、鶴見川は、地域住民にとって重要な動線であり、貴重なオープンスペースとしても機能す

るはずである。そのため鶴見川流域に防災活動の拠点を確保し、有効に活用することで、日常的に地域と一体となった総合的な防災対策を展開していきたい。

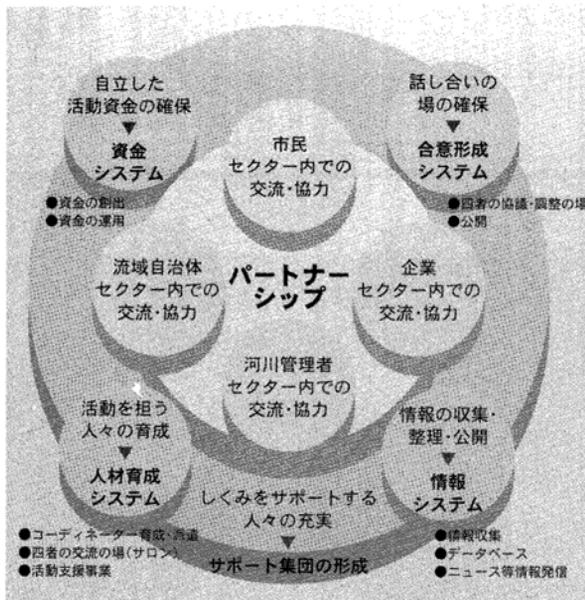
②—地域連携の軸となる川づくり

鶴見川を「へい川」にしていくには、より多くの市民の参加が不可欠であり、そのためには、市民・企業・自治体・河川管理者のパートナーシップを築いたり、市民間や地域間のネットワーク化など、鶴見川を軸とした地域活動の活性化を支援することが大切である。

パートナーシップやネットワーク化には、まず、情報公開のみならず、交換が不可欠であるため、情報の受発信の拠点を確保する必要性がある。

これを核に将来は、流域を基盤とした「地域を結ぶ情報ネットワーク」の構築を進めていきたい。(図—2)

図—2



③「エコロジーとアメニティが調和した川づくり」

「美しい川づくり」のためには、かつて鶴見川が流域住民にとってふるさとの川として存在していた頃の自然環境の保全と回復を段階的に進めることも重要である。そのためにはまず、現在、鶴見川に残っている自然を核にして、生き物のにぎわいのある河川環境を再生することである。その際、川幅に余裕のない鶴見川では、治水対策を目的とする河川の整備やオープンスペースとしての利用などと調整しながら、調節池の平常時における多機能的活用や、また、親水工法のほか、ミティゲーションの手法により環境創造を進め、自然環境の拠点を確保していくことについても検討していく必要がある。さらに次の段階で、

これらの拠点をネットワーク化し、流域全体の自然環境の再生へとつなげていく。

潤いと安らぎのある暮らしが求められる中で、川そのものをまちづくりのアメニティ資源として積極的にとらえて、土地区画整理や公園整備と一体となった親水空間を創造する河川整備を展開していく必要がある。言い換えれば「まちづくり」と一体となった「美しい川づくり」の実現である。

このような総合治水対策を根底においた「美しい川づくり」の施策の展開を通じて、川の美しさや、やさしさ、そして怖さを実感し、川や流域の現状と都市河川における総合治水対策の重要性を理解する市民がさらに増えることを願ってやまない。

図-3

河川法改正の流れ

